

## 学校法人名古屋学院 寄付金取扱規程

〔2023年（程）第3-18号〕

### （目的）

第1条 本規程は、学校法人名古屋学院（以下、「学院」という）における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。ただし、入学時寄付金については別に事務取扱内規を定める。

### （受入れ）

第2条 寄付金は、学院の教育研究その他事業に支障がないと認められるものについて受入れることができる。

- 2 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受入れることができないものとする
  - (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
  - (2) 研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。
  - (3) 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
  - (4) 寄付金の使途に関して、寄付者が会計監査を行うこと。
  - (5) 寄付を受入れることにより学院に著しく財政負担が伴うこと。
  - (6) 寄付申込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。
  - (7) 学院から取引停止の措置を受けている期間中の寄付者からのもの。
  - (8) 反社会的勢力からの寄付など学院が不相当と判断するもの。
  - (9) その他、法人運営上支障があると理事会が認めるもの。

### （寄付金の申込み）

第3条 寄付金の申込みの際には、理事長は、寄付者より所定の寄付申込書の提出を受けるものとする。

### （受入れの決定）

第4条 理事長は、寄付申込書を受理し、その受入れについて適当と認めるときは、これを受入れるものとする。

- 2 理事長は、1件につき100万円未満の寄付については、事務局長に受入れの決定の権限を委任する。
- 3 理事長は、1件につき1,000万円以上の寄付を受入れる場合は、寄付金受入審査委員会の審議を経て受入れを決定するものとする。

- 4 寄付金の受入れ決定後でも、受入れによって学院に何らかの支障があると認められる場合には、理事長は、寄付金の受入れを取消又は撤回することができる。

(受入れ手続等)

第5条 前条第3項に定める寄付金の受入れを決定した場合は、寄付者に対して書面により通知しなければならない。

- 2 寄付金の入金を確認されたときは、寄付者に対し礼状、寄付金受領書及び特定公益増進法人証明書の写しを発行しなければならない。

(寄付金受入審査委員会の設置)

第6条 第4条第3項に定める寄付金の申込み内容について審査し、受入れの可否について審議する機関として「寄付金受入審査委員会」を設置する。

(寄付金受入審査委員会の構成)

第7条 寄付金受入審査委員会は、理事長、常任理事(校長含む)、事務局長、経理課長及び法人課長をもって組織する。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、他の役員及び職員を本審査委員会に出席させることができる。

- 2 審議会の議長は原則として理事長が務めるが、議長に支障のあるときは、議長が指名した構成員がその職務を代行することができる。

(寄付金の受入辞退決定通知)

第8条 寄付金の受入辞退を決定した際には、理事長は、寄付者に対して書面等で通知しなければならない。

(使途の特定)

第9条 寄付者は寄付金の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、理事会が使途を特定するものとする。

(寄付金の使途変更等)

第10条 次の各号に該当する場合で、他の経費に充てることが有意義と認めるときは、寄付金の使途を変更することができる。

- (1) 寄付者の同意を得た場合
- (2) 寄付目的が達せられた寄付金の残額が少額となった場合

(管理)

第 1 1 条 収受した寄付金の管理及び第 5 条各項に定める受入れ手続き等は、事務局が管理する。

(個人情報の保護)

第 1 2 条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(規程の改廃)

第 1 3 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 1 本規程は、2023年4月1日から制定・施行する(4月20日理事会決定)